

ID: 234

担当部署: 都市整備課

処分の概要	建築主変更の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町特別業務地区建築条例施行規則 第4条		
例規番号	昭和61年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>第4条 許可を受けた建築物で、その工事完了前に建築主を変更しようとする場合には、建築主変更承認申請書(様式第4号)に許可通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により提出された建築主変更承認申請書について支障がないと認めるときは、承認した旨を建築主変更承認書(様式第5号)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日